

就学援助(要・準要保護)制度

この制度は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に必要な援助を行う制度です。

【就学援助の対象者】

①生活保護法による扶助を受けている方（第6条第2項）

※①に該当する方は要保護といい、本制度の申請を必要としません。

②町民税の非課税若しくは減免を受けている方（地方税法第 295 条第 1 項）

③個人事業税の減免を受けている方

④固定資産税の減免（新築住宅の減免を除く）（地方税法第 367 条）

⑤国民年金の保険料の減免（国民年金法第 89 条及び第 90 条）

⑥児童扶養手当の支給（児童扶養手当法第 4 条）

⑦教育委員会が就学援助の必要があると認める者

※⑦に該当する方は基本的に世帯の収入額、需要額によって認定します。

前年度収入額－需要額（生保基準）× 1.3 倍未満

判定の目安（前年収入）：父親・母親・子 2 人（中学 1 人、小学 1 人） 500 万円以下

：父親・母親・子 2 人（小学 2 人） 460 万円以下

：母親・子 2 人（高校 1 人、中学 1 人） 420 万円以下

※あくまでも目安です。収入が目安以下でも必ず認定されるわけではありません。

※令和 5 年度より、各家庭で ICT を活用した学習環境を整備していただくため、通信費相当額を支援する「オンライン学習通信費」を追加しました。児童生徒がオンラインを通じ、円滑に学習できるよう整備願います。

【援助費の種類・金額】

支給項目	支給金額		備考
	小学生	中学生	
(1)学用品費	13,900円以内／年	25,000円以内／年	
小・中 1 年生	11,630円以内／年	22,730円以内／年	
(2)新入学児童生徒学用品費	57,060円以内／年	63,000円以内／年	
(3)修学旅行費	実費	実費	
(4)体育実技用具費	11,810円以内／年	11,810円以内／年	※小 1、小 4、中 1
(5)クラブ活動費	2,760円以内／年	30,150円以内／年	左記金額を上限とする実費
(6)生徒会費	4,650円以内／年	5,550円以内／年	左記金額を上限とする実費
(7)PTA会費	3,450円以内／年	4,260円以内／年	左記金額を上限とする実費 同一校内に複数児童生徒がある場合 （兄弟）は支給金額にその数を乗した 額を上限額とする。
(8)卒業アルバム代等	11,000円以内／年	10,000円以内／年	左記金額を上限とする実費
(9)オンライン学習通信費	15,000円以内／年 （1世帯あたり）	15,000円以内／年 （1世帯あたり）	児童生徒の人数に関わらず、世帯ごと に左記の金額を支給する。
(9)給食費	実費	実費	
(10)医療費	保護者負担分	保護者負担分	学校保健安全法※で定める疾病

※金額は国が決定する金額に基づいており、変動することがあります。

【申請の方法】

4月始業時に配布する申請書、同意書及び委任状に必要事項を記載し、添付書類と一緒に封筒に入れて学校に提出してください。なお、「援助を受けたい理由」の欄で、1に該当する方は申請の必要がありません。⑦に該当する方（申請書中9、10、11）は、収入額及び需要額による判定となりますので、**必ず前年1月～12月の収入を記載し、また下記提出書類も一緒に提出してください。**※確定申告がされていないと収入が確認できません。5月末日までに収入が確認できない場合は、確認できた月からの支給となりますのでご注意ください。

支給は口座振込としておりますので、口座をご用意していただき、間違いのないよう申請書に記載してください。

【提出書類】

(1) 就学援助申請書

(2) 収入に関する書類（同居している全員分） ※書類は必ず**写し（コピー）**を提出してください。

1	給与収入のみの方	令和6年分 源泉徴収票の写し
2	給与以外の収入がある方	令和6年分 確定申告書の写し
3	年金受給の方	国民年金・遺族年金・障害年金等の各種年金受給証明書の写し

※申請内容によって、そのほかの書類等を追加や再提出をお願いする場合があります。

【支給日等】

支給日は項目によって異なり、以下のとおりとなっていますが、場合によって前後する場合がありますのでご了承ください。

(1) 学用品費（前期）(9) オンライン学習通信費（前期） ⇒ **9月末頃**

(2) 新入学児童生徒学用品費 ⇒
・入学前2月上旬までに申請された方…3月上旬頃
・それ以外の方…6月末頃

(3) 修学旅行費 ⇒ **修学旅行日前まで**

※修学旅行費は学校への委任払いとなります。事前に配布される委任状を学校に提出することになります。

(4) 体育実技費 (1) 学用品費（後期）(5) クラブ活動費 (6) 生徒会費

(7) PTA会費 (8) 卒業アルバム代等 (9) オンライン学習通信費（後期）⇒ **3月中旬頃**

(10) 給食費 ⇒ 学校への委任払い（委任状は申請書に添付）になります。

(11) 医療費 ⇒ **医療費は医療機関を受診する前に「医療券」の交付を受け、受診時に医療機関へ提出していただきます。**その場で自己負担は発生せず、自己負担額は教育委員会から医療機関へ直接支払います。医療券の申請については、教育委員会にお問い合わせください。

※ 医療費の対象となる疾病は学校保健安全法に定める下記の疾病で、学校から治療の指示を受けたものに限りです。トラコーマ及び結膜炎、白せん、かいせん、のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）



【その他】

就学援助制度は複雑な制度です。できるだけわかりやすくお示ししましたが、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせ願います。なお、本制度における個人情報や相談内容に関する事項の取り扱いには細心の注意を払ってまいります。

〈問い合わせ〉 足寄町教育委員会教育総務室 0156-25-3188